

品川区児童の安全確保支援事業補助金交付要綱

制定 令和5年6月5日 区長決定要綱第125号

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務や児童の園外活動時の見守り等に活用し、保育士の負担を軽減する施設または事業に対し、その取組に要する費用の一部を児童の安全確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内で補助することにより、保育の体制を強化し、保育士の就業継続および離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育支援者 保育士の資格を有しない者であって、次に掲げるいずれかの業務を行うために配置されるもの。ただし、次に掲げる業務を行う者は、事前に区が認めた交通安全に関する講習会等を修了しなくてはならない。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒および清掃

イ 給食の配膳および後片付け

ウ 寝具の用意および後片付け

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳および翻訳

オ 児童の園外活動時の見守り等（散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制および安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う業務をいう。以下同じ。）

カ その他保育士の負担軽減に資する業務

(2) 安全管理に知見を有する者 児童の園外活動時の見守り等の業務を行う保育支援者以外の者であって、安全管理に知見を有する者として区長が認める者

(3) スポット支援員 特に児童の見守りや所在確認が必要な時間帯における安全体制の強化のために、保育支援者とは別に配置される者とする。

(補助対象施設・事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設または事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国および地方公共団体以外の者が設置する、品川区の区域内に所在する次に掲げる施設または事業とする。

(1) 認可保育所および認定こども園

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により品川区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 地域型保育事業

子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確

保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体により設置され、または運営される施設または事業については、補助金の交付の対象とはしない。

(1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 区長は、次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもののまたは違反した者が設置するもの

(2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものもしくは改善の見込みがないものまたは改善しない者もしくは改善の見込みがない者が設置するもの

（補助対象経費および交付額）

第4条 この補助金の補助対象経費は、補助対象施設・事業において業務を行う保育支援者、安全管理に知見を有する者およびスポット支援員（以下、「保育支援者等」という。）に係る経費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、旅費、共済費および委託料等）とする。ただし、補助対象経費について、子ども・子育て支援法第11条の子どものための教育・保育給付その他の経費が交付される場合にあつては、当該交付される経費を補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の交付額は、次に掲げる区分に応じ、補助上限額と実際に要した補助対象経費（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とのいずれか少ない額とする。

(1) 保育支援者を配置した場合 1箇所あたり月額10万円（第2条第1号アからエまでおよびカに掲げる業務に加えて、児童の園外活動時の見守り等の業務を行う者を配置する場合にあつては月額14万5,000円）

(2) 安全管理に知見を有する者に謝金を支払う場合または委託する場合 1箇所あたり月額4万5,000円

(3) スポット支援員を配置した場合 1箇所あたり月額4万5,000円

（補助金の交付申請等）

第5条 補助対象施設・事業の設置者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める期日までに品川区児童の安全確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に実施計画書その他必要な書類を添付し、区長に対し提出しなければならない。

2 前項の実施計画書には、次に掲げる内容を記載しなければならない。

(1) 保育支援者等の業務および保育士の業務負担が軽減される内容

(2) 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者等の配置を除く。）の内容

3 第1項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）は、申請の内容を変更しようとする場合は、品川区児童の安全確保支援事業補助金変更交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添付し、区長に対し提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定（補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。）を行い、品川区児童の安全確保支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、区長に対し、速やかに、品川区児童の安全確保支援事業補助金請求書（第4号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

2 前項の規定による補助金の請求は、別に定める期日までに、行わなければならない。

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金の当該請求を行った申請者に前金で支払うことができる。

（交付の条件）

第9条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

区長は、交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

申請者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(5) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、申請者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対しこれらに従って補助事

業を遂行すべきことを命ずる。

イ 申請者がアの命令に違反したときは、区長は、申請者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 実績報告書の提出

申請者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに区長に品川区児童の安全確保支援事業補助金事業実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。第2号イの規定により廃止の承認を受けたときも、同様とする。

(7) 補助金の額の確定等

区長は、前号の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区児童の安全確保支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

(8) 是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(9) 決定の取消し

ア 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部または一部を取り消し、品川区児童の安全確保支援事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知する。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助金の交付決定を受けた者が第3条第2項に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第7号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(10) 補助金の返還

ア 区長は、第1号または前号の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 区長は、第7号の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(11) 違約金

申請者は、第9号アの規定によりこの交付決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 違約金の加算

ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

イ 前号の規定により、申請者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者に対し、補助金の返還を命じ、申請者が当該補助金、違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(14) 補助対象施設・事業の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける申請者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、これらを遵守しなければならない。

(15) 帳簿および関係書類の整理保管

この補助金の交付を受ける者は、補助事業に係る収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(16) 消費税仕入控除税額の報告

ア 設置者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区児童の安全確保支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

イ 区長は、(1)の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

ウ 区長は、設置者が(1)の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
（所在地）

代表者氏名

年度品川区児童の安全確保支援事業補助金 交付申請書

標記の件について、品川区児童の安全確保支援事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 品川区児童の安全確保支援事業補助金算定内訳書（別紙1）
- 3 採用（配属）年月日、業務内容、補助対象期間の分かる書類

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度 品川区児童の安全確保支援事業補助金 算定内訳書

施設名

月	氏名	採用・配属年月日	保育支援者 (該当する場合○)	園外活動見守り (該当する場合○)	スポット支援員 (該当する場合○)	支払賃金 A	補助基準額 B	補助額 C	月合計 D
4月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
5月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
6月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
7月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
8月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
9月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
10月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
11月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
12月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
1月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
2月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
3月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
年度合計									0

(作成上の注意)

- 1 配置した保育支援者等職員について、採用年月日（異動の場合は配属年月日）および支払賃金を記入すること。
- 2 園外活動見守りを従事する職員の業務内容（雇用契約書等）に「園外活動の見守り」等の記載がない場合は、実績報告時に別紙2を提出すること。

年度 品川区児童の安全確保支援事業 実施計画書

1 施設情報

設置者名	
施設・事業所名	
担当者	
連絡先	

2 保育支援者・スポット支援員の業務 および保育士の業務負担が軽減される内容

※「保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒および清掃、給食の配膳ならびに後片付け」、「寝具の用意および後片付け」、「外国人の児童の保護者とのやり取りに係る通訳および翻訳」、「その他保育士の負担軽減に資する業務」などについて、内容を具体的に記載すること。

3 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取り組み内容

※「職員の働きやすさの確保のための環境整備」、「施設の安全・衛生管理の確保」、「職員の休暇取得の促進」、「職員の仕事と家庭の両立の推進」などについて、内容を具体的に記載すること。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
（所在地

）

代表者氏名

年度品川区児童の安全確保支援事業補助金 変更交付申請書

年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた 年度品川区児童の安全確保支援事業補助金について、次のとおり補助金の内容の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 品川区児童の安全確保支援事業補助金算定内訳書（別紙1）
- 3 採用（配属）年月日、業務内容、補助対象期間の分かる書類

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

品川区児童の安全確保支援事業補助金交付決定通知書

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

年度品川区児童の安全確保支援事業補助金について、品川区児童の安全確保支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定金額 円

(内訳)

第1回	円
第2回	円



年 月 日

品川区長 あて

品川区児童の安全確保支援事業補助金 請求書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

年度品川区児童の安全確保支援事業補助金について、
上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名 印

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 ）

代表者氏名

年度品川区児童の安全確保支援事業補助金事業実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた 年度品川区児童の安全確保支援事業補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 品川区児童の安全確保支援事業補助金実績報告内訳書（別紙1）
- 3 別紙2（該当施設のみ）
- 4 賃金台帳等、保育支援者の給与が分かる書類

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

年度 品川区児童の安全確保支援事業補助金 実績内訳書

施設名

月	氏名	採用・配属年月日	保育支援者 (該当する場合○)	園外活動見守り (該当する場合○)	スポット支援員 (該当する場合○)	支払賃金 A	補助基準額 B	補助額 C	月合計 D
4月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
5月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
6月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
7月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
8月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
9月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
10月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
11月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
12月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
1月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
2月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
3月							0	0	0
							0	0	
							0	0	
							0	0	
							0	0	
年度合計									0

(作成上の注意)
 1 配置した保育支援者等職員について、採用年月日（異動の場合は配属年月日）および支払賃金を記入すること。
 2 園外活動見守りを従事する職員の業務内容（雇用契約書等）に「園外活動の見守り」等の記載がない場合は、実績報告時に別紙2を提出すること。

年 月 日

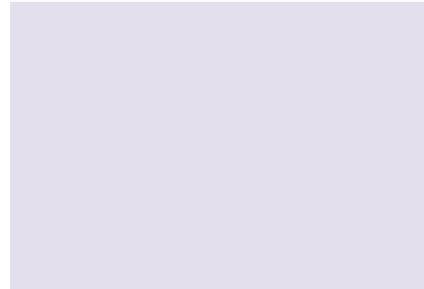
品川区長あて

設置者住所

設置者名

施設・事業者名

代表者氏名



年度保育体制強化事業補助金の申請にあたり、以下の保育支援者の労働契約書面上、「園外活動時の見守り」が業務内容として明記されていませんが、当該業務が含まれていますので、取り扱いのほどよろしくお願いいいたします。

	氏名	従事期間
1		～
2		～
3		～
4		～
5		～
6		～

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長



年度 品川区児童の安全確保支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号において交付決定を行った、 年度品川区児童の安全確保支援事業補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第7号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

設置者氏名 様
（施設・事業所名）

品川区長 印

品川区児童の安全確保支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知しました、 年度品
川区児童の安全確保支援事業補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しまし
たので通知します。

記

取消し理由

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区児童の安全確保支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年度に交付を受けた品川区児童の安全確保支援事業補助金のうち、品川区児童の安全確保支援事業補助金交付要綱第9条第16号の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額

金 _____ 円

※ 積算根拠となる資料を添付してください。